

屋台問題研究会報告書で示された施策の実施状況

項目	報告書の内容	行政の取組	未実施の項目とその課題等	前回までに出示された主な意見
1 屋台の再配置	・安全で快適な歩行空間と良好な地域環境を確保するため、公園、河川敷などの公共用地あるいは公開空地の一部活用などにより、歩行者等の安全な通行や地域環境を阻害している道路上の屋台の再配置を行うものとする。 ・再配置の具体的な計画については、警察及び移動飲食業組合との協議を行い、3年程度を目標とした再配置計画を作成し、再配置を行うものとする。 ・再配置の基準や内容などの詳細について、一定のルールとなる「屋台再配置要綱」を制定する。	○ 再配置計画の策定 ・ 通行阻害や地域環境を阻害しているような屋台について、道路上で屋台の問題の解消、屋台の効用の継続などの観点から、屋台設置基準の設定、対象屋台の抽出（66軒）を行い、再配置実施の基本的な考え方となる再配置計画を策定。 ○ 再配置計画に基づく再配置の実施 ・ 現在地での小規模移動等による基準への適合 ：14軒 ・ 移転や屋台改修、周辺工事による対応 ：9軒 ・ 廃業 ：13軒 ・ 未完了 ：30軒 （合計 66軒）	○ 対象となる66軒のうち30軒が未完了 ・ 冷泉（未了7軒）：公園整備に併せた再配置の計画もあったが、現在未定 ・ 長浜（未了15軒）：近隣の供用開始予定の歩道への再配置を検討しており、今後近隣・市場含め調整 ・ 須崎（未了7軒）：河川敷の改修による再配置の計画もあったが、現在未定 ・ 中州セントラルパーキング裏（未了1軒）： 歩道への再配置を計画する必要があるが、適地が見つからない。（屋台が小さく、交通阻害の程度は小さい。） 【課題等】 ・ 屋台の再配置先の地元住民などから、ルール遵守状況も含め、屋台に対する根強い反対がある。 ・ 屋台営業者にとって、屋台の営業場所は重要な要素であり、屋台の既存地域近くの再配置先を検討しているが、そのような場所の確保が困難。 ・ 再配置の前提として、屋台規格などのルール遵守や環境整備等が求められるが、現在、それらについて多くの課題がある。	○人の流れも考慮しながら、観光等の目的に応じた屋台の配置を、全市民的観点から検討すべき。 ○観光資源として屋台を残すのであれば、条例などで基準を作って、その基準に沿った整備をしてはどうか。 ○再配置は、行政だけに任せるのではなく、屋台営業主自身も周辺住民の理解を得るための取組みが必要。 ○屋台村のようなエリアを作って整備すれば、観光客にもわかりやすいのではないか。
2 屋台営業の基本ルールの確立	■ 「屋台指導要綱」（仮称）の制定 屋台営業の適正化を図るため、屋台営業者の守るべき事項や各施設管理者（道路、公園など）の許可及び処分（更新の拒否や許可取り消しなど）などの基準となる「屋台指導要綱」を制定する。 各施設管理者はこの要綱に基づき屋台の指導監督を行い、違反行為に対しては要綱に定めた基準に従い、道路法等の関係法令の規定による処分を行う。	○ 屋台指導要綱の制定 ・ 屋台営業に関する関係法令（道路法、福岡市公園条例）の処分手続きなどの適用関係や、屋台に対する行政指導の内容及び関係施策について総合的かつ横断的に規定する指導要綱を制定。 （参考） ○ 屋台の遵守事項を条例で規定（食品衛生法関係） ・ 福岡市食品衛生条例に、屋台が公衆衛生上講ずべき措置の基準を規定（平成12年4月1日施行） ○ 屋台に対する指導の実施 【道路・公園】 ・ 屋台対策指導員（博多区、中央区各2名）により週3回の巡回指導 ・ 苦情があった際や許可更新時の指導 【保健所（食品衛生法に基づくものであり、要綱制定前から実施）】 ・ 保健福祉センターの食品衛生監視員による月1回の夜間監視 ・ 苦情があった際や許可更新時の指導 ○ 合同指導（県警等との連携強化） ・ 今まで年4回程度（博多区、中央区2回ずつ）、国や警察などと合同指導を実施。今年度より警察との協議により、年8回実施予定。	○ 屋台指導要綱を制定し、市として道路占用許可を付与した上で関係法令や要綱に基づき定期的に指導・周知を行っているが、遵守状況が十分でない。 ○ 要綱で、道路法や福岡市公園条例の許可の取消し等の処分手続きなどを明確にしているが、法令等に基づく処分が行われていない。 【課題等】 《道路・公園関係》 ・ これまでは、歩行者の安全確保、交通の円滑を第一に屋台指導を行ってきており、市民に危険が及ぶなど公益を著しく害するような違反でない限りは、現状を改善させるための指導を中心に行うという考え方のもと、屋台営業者の自主的な遵守を求めてきた。そのため、許可取消しのような強い処分を行ってないという現状がある。 ・ 要綱は、市としての道路法や福岡市公園条例の適用の考え方を示しているものであるものの、要綱自体から法的効果が発生するものではなく、処分に踏み切りにくいという現状がある。 ・ 常時監視が困難であることから、市民からの通報による違反発覚が大半であり休日や深夜を含め違反行為の現認が困難である、などの体制上の課題がある。 《食品衛生関連》 ・ 処分にあたっての考え方は基本的に道路・公園関係と同様であり、施設の衛生管理等、管理運営に関する基準の違反に関しては、屋台に限らず固定店舗においても行政処分ではなく行政指導で対応している。 ・ なお、生もの提供を現認した場合は、許可条件違反として食品衛生法に基づく行政処分（営業停止）を行っている。（平成11年以降処分を行っていないのは、生ものの提供を現認していないという現状がある。）	○基本的には屋台営業者が自主的にルール遵守に取り組み、観光客や住民に理解されることが必要。ただ、営業者の組合だけでは難しい部分もあり、行政としてもしっかり取り組むべき。 ○行政はルール違反に対して指導をし、必要があれば処分をするということを本来は求められている。 ○規格なども含めた基準自体を現実に合った形で考えるとともに、より厳格な処分ができるような基準を作る必要がある。 ○ルールを守る方法としては ①屋台営業者に意識を持ってもらうこと ②それで処理できない場合は条例、ではないか。 実現可能性を考慮すると、 ・ 全経営者に具体的な方法を示した上で屋台指導要綱を守る約束をしてもらい、 ・ また、住民、屋台営業者、行政が話し合いを進めるような場を、市が設定する、 ということが考えられる。 ○1代限りについてはもっと厳格にする必要がある。誰が営業しているかわからないからルールが守れない、ということが起きている。 ○処分を行うことに行政が躊躇しているようだが、許可取り消しや効力停止などは強い処分であり、遵守を担保するにあたっては、処分だけでなく、他の方法も併せて検討することが考えられる。
3 屋台関連設備等の改善	■ 上下水道の整備 屋台営業での問題として最も指摘が多い“ため水”洗浄による肝炎等の衛生面での問題や悪臭、汚損などの公衆衛生面の問題に対応するとともに、屋台周辺での良好な地域環境を確保するため、屋台が集積している地区や道路外において屋台営業者の応分の負担により上下水道の整備に努める。	○ 上下水道の整備 ・ 屋台の設置場所には、必要に応じて給水や排水を行うための配水管、下水道本管は要綱制定前から整備しており、屋台からの申請があれば対応できる状況。 ※ 公園においても、設備については屋台自ら整備すべきものだが、昭和63年の公園再整備時に併せて市が上下水道を整備。	○ 上下水道が整備されている割合は高くない。 ○ 衛生面について、市民の課題意識や苦情等がある。 【課題等】 ・ 上下水道整備の負担は、福岡市水道給水条例や福岡市下水道条例、福岡市屋台指導要綱に、営業者の自費工事が規定されており、これを基本的な考え方として、整備の指導などは行ってこなかった。	○ 何で税金を屋台のために使うのかということをはっきりしないといけない。簡単に税金をつかうべきではない。 ○ 屋台を福岡市の1つの観光資源として残すのであれば、福岡市全体

		→清流公園内屋台付近の上下水道の整備状況 ① 上水道給水口：3箇所（17店舗共用） ② 排水口：4箇所（17店舗共用）	・ また、食品衛生法の観点からは、上水道については、県が定める屋台の施設基準に関する要領において必要な設備として規定はされておらず、設置は義務づけていない（相当量の貯水ができる有蓋の衛生的な容器があれば可）。	である程度負担が必要。
	■ トイレの整備 屋台が集積している地区において、トイレの整備に努める。 整備の具体的な事項については、関係者間で費用負担や管理等を含めた整備手法を確立したうえで行うものとする。	○ 公衆トイレの設置 ・ 前回研究会後に設置した公衆トイレはないが、一般的に昼夜不特定多数の市民が参集する、清潔保持の観点から特に必要性の高い場所に公衆トイレを設置（屋台が集積している地区にも計7箇所（歩道上・公園内））。 ○ トイレに関する屋台への指導 ・ 屋台ごとに、協力するビルやコンビニを作るよう組合を通じて指導。 ・ 閉店後の清掃時にトイレの清掃併せて行うよう指導。	○ トイレについて、市民の課題意識や苦情等がある。 【課題等】 ・ トイレの確保については、福岡市屋台指導要綱において屋台営業者が自ら努めるものと規定しており、市としては、屋台への指導を通じてトイレの確保を求めている。（屋台営業者向けアンケートによると、約7割が公衆トイレを紹介、約2割が許可を受けて近隣店舗等を紹介） ・ 市の負担による更なる公衆トイレの整備にあたっては、設置の必要性、場所ごとのトイレに関する課題状況などの分析・整理が必要。	○ 何で税金を屋台のために使うのかということをはっきりしないといけない。簡単に税金をつかうべきではない。 ○ 屋台を福岡市の1つの観光資源として残すのであれば、福岡市全体である程度負担が必要。 ○ 利用者は、わざわざ遠い場所にあるトイレまで行かず、近くにしてしまうことが多い。
4 屋台営業の適正化	■ 適正な占用料等の徴収 屋台の営業行為には一定の効用は認められるが、基本的には公共の場における営利行為と認められるので、 <u>周辺地価や周辺の室料等を考慮した営利行為にふさわしい適切な道路等の占用料を設定し、徴収する。</u>	○ 占用料の徴収 ・ 屋台の占用料については、一般的な道路占用料の考え方に基づき、周辺地価（固定資産税評価額）を踏まえ、その土地の賃貸を想定した額を徴収。（面積が8㎡程度で、建物賃料分の含まれない額） （参考）道路・公園における屋台の負担額 市道：道路占用料＋道路使用料（月） 6,800円程度 国道：同上 13,520円程度 公園：使用料（月） 12,000円程度	○ 一般的な道路占用料の考え方にに基づき、周辺地価を踏まえ、その土地の賃貸を想定した額を徴収。 【課題等】 ・ 屋台は、付近の飲食店等と比較して負担が低いという意見がある。	○今払っている占用料は、要綱で決められた広さに応じた額だが、実際の広さに応じた使用料を取るべき。
	■ 優良屋台店制度の創設 観光客等との料金面でのトラブル対策等を目的として、優良な屋台を指定する「 <u>優良屋台店制度</u> 」事業を実施する。	○優良屋台店制度の検討 ・ 実施に向けて、優良屋台指定制度実施要領（案）、優良屋台審査規定（案）を策定し、関係機関と調整を行った。 （参考）検討時の制度イメージ 指定基準：屋台指導要綱を遵守していること 審査：屋台モニターの報告状況、実態調査を踏まえ、関係機関等で構成する「福岡市優良屋台審査会」（仮称）で審査 実施主体：移動飲食業組合（屋台組合） ※事務局は観光振興を図るための外郭団体（財）福岡コンベンションビューロー	○ 実施に向けた調整を行ったものの実施には至らなかった。 【課題等】 ・ 行政が主体的に実施すると、公平性の観点及び民業圧迫のおそれがあると考えられたため、実施主体は屋台組合、事務局は（財）福岡コンベンションビューローが担うとの基本方針で推進したが、各主体の調整がつかなかった。（屋台指導要綱にも、優良屋台指定事業は屋台組合が実施する旨の規定。） ・ また、優良屋台店制度は、屋台モニターの活動報告を前提としていたが、平成15年に屋台モニター制度が廃止されたことから、それ以降優良屋台指定事業も実施に向けた検討がなされなかった。	○
	■ 「屋台モニター」制度の創設 市民と行政が一体となって屋台の適正化を推進するため、 <u>地域住民等の参加による「屋台モニター」制度を創設し、屋台の指導監督体制づくりを行う。</u>	○ 福岡市屋台モニター制度の実施 任期：平成13年3月22日～15年3月31日 人数：25名（公募方式13名、推薦方式12名） 職務：観察調査、研修会及び報告会への参加など 結果の活用：違反行為等の把握及び必要な措置の実施 優良屋台指定の参考 報告：平成13年度に報告会、平成14年度に報告書の送付	○ 屋台モニター制度は、平成14年度を最後に行われていない。 【課題等】 ・ 平成13～14年度の2カ年間実施したが、継続的には実施されなかった。	○屋台モニター制度は、ルール遵守のための実効性を担保する必要。今後この制度を発展させた第三者的な監視組織が必要ではないか。
	■ 講習会の開催 屋台営業者の営業モラルの向上を図るための講習会を開催し、 <u>その受講を義務付ける。</u>	○ 講習会の開催 ・ 屋台指導要綱に基づき、関係局が連携して年1回全屋台営業主を対象とする屋台講習会を開催（おおむね2月上旬に実施、休業中の屋台以外は全屋台が出席） ・ 合同指導の結果等を、各組合長へ報告。再度遵守の徹底を確認。	○ 講習会は、定期的に実施している。 【課題等】 ・ 屋台営業は原則営業主を対象にしており、従業員に対して周知ができていない場合が考えられる。	○屋台組合として、営業者のマナー向上のための教育講習会を全組合を集めて実施する。
5 関係機関等との調整、連携強化等	■ 国との調整 道路上の屋台の取り扱いについて、福岡市が管理する道路上の屋台と国が直接管理する道路上の屋台との取り扱いが不平等とならないよう、 <u>国との調整に努める。</u>	○ 占用料の徴収 ・ 屋台の占用料については、一般的な道路占用料の考え方に基づき、市道では福岡市占用料徴収条例に基づき、国道では政令（内閣が制定）に基づき徴収。	○ 市道と国道では、占用料の額が異なる。 【課題等】 ・ 道路占用料については、市道については市が、国道については国（内閣）が定めることとされており、一般的にその額は異なることがある。 ・ その調整にあたっては、屋台に限って市の占用料を国の占用料と合わせるための理由が必要となる。	○今払っている占用料は、要綱で決められた広さに応じた額だが、実際の広さに応じた使用料を取るべき。

	■ 県警等関係機関との連携強化 県警などの関係機関との緊密な連携を図るため、関係行政機関等からなる「 <u>福岡市屋台問題連絡協議会</u> 」を設置する。	○ 県警等との連携強化 ・ 年4回程度（博多区、中央区2回ずつ）、国や警察などと同 指導を実施。平成23年度より警察との協議により、年8回実施 予定。 ・ 平成23年度より、屋台営業者に道路占用許可・公園使用許可 を行う際に、暴力団（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有す る者も含む）でないことについて、市民局を通じて県警に確認。	○ 現在総合的な会議は設置していないが、関係部局及び国、警察との定例的に連 携をとっている。	○
	■ 移動飲食組合の役割強化等 屋台営業の健全化と地域との強調に対する営業者の自覚を 促すことが重要であり、その中心的な役割を担う <u>移動飲食業組 合の役割強化と密接な連携の確保</u> に努める。	○ 屋台組合による指導、啓発 ・ 各屋台組合の衛生指導員が3ヶ月に1回19時～21時に実施 ○ 組合による屋台110番の設置	○ 屋台組合が、指導等にあたって十分機能していない。 【課題等】 ・ 屋台数が多い中で、組合等の体制も限界があり、指導力を発揮できていない。 ・ 屋台組合が、強制力を持たないことから、指導の効果が十分発揮できないと の意見がある。	○基本的には屋台営業者が自主的に ルールを守るべき。 ○指導を行っているが、実効性があま りないという現状がある。
6 総合 な屋台対 策の推進	道路等の公共施設管理や食品衛生の確保などの屋台関係行政 の施策を一定の方針のもとに、総合的に推進するため、屋台問題 に対する基本方針を定めた「屋台対策方針」を制定し、その方針 に従い、 <u>行政が一体となった屋台問題対策の推進を図るもの</u> とす る。	○ 屋台指導要綱の制定 ・ 屋台営業に関する関係法令（道路法、福岡市公園条例）の処分 手続きなどの適用関係や、屋台に対する行政指導の内容及び関係 施策について総合的かつ横断的に規定する指導要綱を制定。	○ 市として屋台についての総合的な取組みを実施する必要がある。 【課題等】 ・ 屋台に対しては、各部局がそれぞれ所管の範囲で取り組んでおり、市全体と しての総合的な取組みが十分でない。 ・ 屋台の効用を生かしながら、屋台と地域のよりよい関係構築に向けた施策を 行っていく必要がある。	○